

第5章 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

1. 考え方

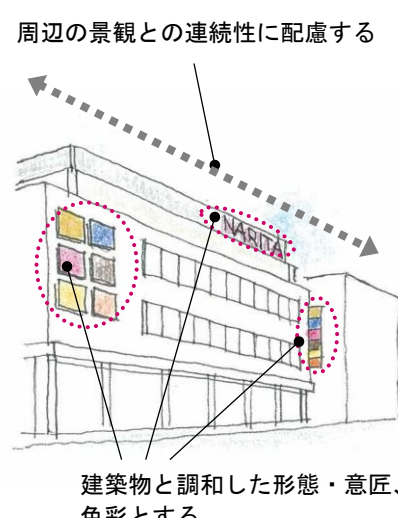
屋外広告物は、必要な情報を与える重要な要素です。しかしながら、規模や数が過大であったり、派手な色彩の広告物が氾濫していると、良好な景観が損なわれます。このため、周囲の景観に配慮した適切な屋外広告物の表示・掲出が望まれます。

2. 景観形成の誘導方針

屋外広告物は、千葉県屋外広告物条例に基づき規制するほか、商業地景観ゾーン、駅周辺景観拠点、沿道沿線景観軸として位置づけた区域については、以下の景観形成の誘導方針に基づくものとしします。

景観形成の誘導方針	
<p>共通方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 良好な沿道沿線景観を形成するよう、歩行者や車窓からの見え方に配慮し、景観を阻害しない配置、規模とする。 • 屋外広告物の数や面積は、必要最小限に抑制するとともに、複数の広告物については、集約化・集合化を行う。 • 屋外広告物の色彩は、秩序のある景観を形成するよう周辺と調和したものとする（蛍光塗料・発光塗料は使用しない。） • 照明を伴う広告は、光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、過剰な光の散乱を防止する。 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮されていない状態</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮された状態</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮されていない状態</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮された状態</div> </div> </div>

景観形成の誘導方針

種類別 方針	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の景観との連続性や建築物本体との調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とする。 	
	壁面利用 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の壁面との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。 ● 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。 	
	突き出し 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物本体との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。 	
	独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模なものや高いものは避け、周辺の景観との連続性に配慮した規模、形態・意匠、色彩とする。 ● 屋外広告物を掲出する支柱等の色彩は、秩序のある景観を形成するよう落ち着いたものとする。 	